

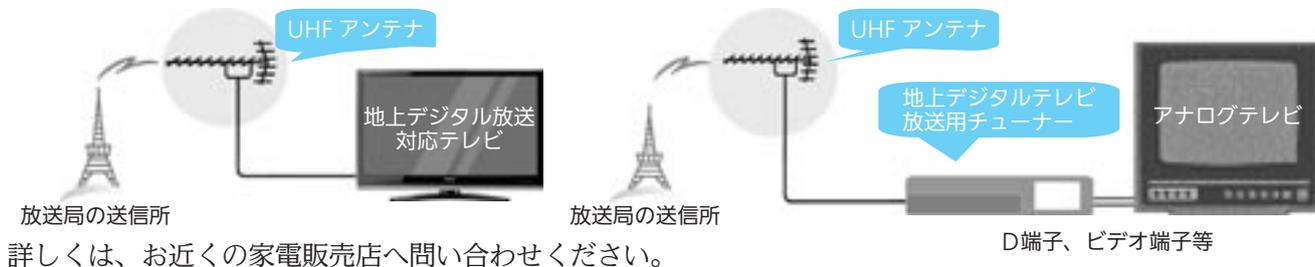
今年の7月24日 アナログ放送は見られなくなります！ ～ 地デジの準備をお願いします！ ～



地上デジタル放送を見るためには

個別アンテナで受信する場合

UHF アンテナと、地上デジタル放送対応のテレビもしくは今の（アナログ）テレビに地上デジタルチューナーや地上デジタルチューナー内蔵録画機器を接続することで受信できます。



詳しくは、お近くの家電販売店へ問い合わせください。

ケーブルテレビに加入している（もしくは新たに加入する）場合

新たにアンテナを設置しなくてもケーブルテレビを通して受信できます。



ケーブルテレビの場合、「デジアナ変換」を実施しますので、現在使用しているアナログテレビを7月24日以降も継続して使用できます。

※ただし、平成27年3月末までです。これ以降は、テレビの買い替えやチューナーの設置が必要となります。
詳しくは、栃木ケーブルテレビ（☎25-1811）へ

地上デジタル放送視聴のための低所得世帯への支援について

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送をまだ視聴できない低所得世帯に対して、新たに支援を行います。

【支援対象】 まだ地上デジタル放送に対応できていない世帯で、世帯全員が市町村民税非課税世帯

【支援内容】 簡易なチューナー（1台）を無償で給付（配送）します。また、チューナーの設置方法や操作方法を電話でサポートします。

（チューナーの訪問設置、アンテナ改修等はいりません）

【申込方法】 申込書に必要事項を記入のうえ、「世帯全員が記載された住民票の写し」と「世帯全員分の市町村民税非課税証明書」を添付し、総務省地デジチューナー支援実施センターへ送付してください。

【申込受付期間】 1月24日(月)～7月24日(日) (消印有効)

【問合先】 申込書など詳しくは、総務省地デジチューナー支援実施センターへ問い合わせください。

○市民税非課税世帯への支援については、☎0570-023724へ



問合先 情報推進課 ☎21-2409

都	藤	大	本
市民生活課	市民生活課	市民生活課	環境課
☎(29)11002	☎(62)19003	☎(43)9211	☎(21)2603

◇問合先
な処分をお願いします。

※家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）は家電リサイクル対象品です。買い替え時に、小売店に相談するなど、適切な処分をお願いします。

◇処分の方法
原則として、購入した店舗で引き取りの手続きをしてください。（リサイクル料金等がかかります）それができない場合は、左記へお問い合わせください。



テレビの処分は適切に！
皆さん、地デジの準備はいかがですか？
今年の7月24日にアナログ放送が終了します。
それに伴い、テレビの買い替えが進むと思われます。
使わなくなったテレビは適切に処分をお願いします。